

第1章 エリツィン政権の経済改革

本稿では、1991年末に構想が発表され、1992年初めより実施されたロシアの経済改革について、その基本構想を明らかにし、若干の評価を行う。

1. 改革の構想

(1). 概要

1991年10月28日にエリツィン大統領がロシア人民代議員大会で演説し、ロシアにおいて速やかに急進的な経済改革を開始する意向を明らかにした（『イズベスチヤ』1991.10.28）。その第一の方向は経済の安定化であり、そのために、①価格自由化、②財政支出の削減、③税制改革、④銀行制度の改革などが行われる。価格自由化は1991年中に行われ、これに備えて住民の社会的保護に関する措置と賃金改革が実施される。第二の方向は私有化であり、1992年から段階的に実施される。農業部門における私有化、土地改革も優先的に進められる。

人民代議員大会は基本的にこの方針を支持し、「ロシア共和国における社会・経済状況」、「経済改革への法的保証」、「急進的経済改革の時期における執行権力の組織化」の3つの大会決定を採択した。このうちの第一の決定は、エリツィン大統領が報告した経済改革の基本原則を承認するものであり、第二の決定は、経済改革関係の法規の整備を優先的に進めることを保証するものである。第三の決定は、1992年12月1日まで地方機関での選挙を禁止するなど、経済改革実施のために中央集権的な体制を整えるというものである。

その後、11月6日にガイダルが経済政策担当の副首相に任命され（11日付で経済・財務相兼任）、11月15日には貿易自由化をはじめとする5つの大統領令、5つの政府決定が出され、改革の準備が本格化するに至った。

12月に入ると連邦の消滅、独立国家共同体の成立など新しい事態が生じ、改革構想も、基本的には大きな変化はなかったものの、若干の手直しを迫られた。たとえば、価格自由化は1992年1月2日に延期された。

こうして、1992年第一・四半期に第一段階の改革が実施に移された。その後、2月27日にIMFに提出する「経済政策覚書」が政府会議で採択され、第二・四半期以降1992年中にどのように改革を進めるのかが決められている（『経済と生活』紙1992, No.10）。

各分野における改革の具体的内容は次のとおりである。なお、種々の法令、大統領令などの一覧は、付表1にまとめられている。

(2). 経済管理機構

11月6日に大統領令「ロシア共和国政府の改組」が出され、経済改革実施期に大統領が政府を直接指揮することが決められ、また、同日付のもう1つの大統領令「経済改革条件下におけるロシア共和国政府の活動組織化」により、新しいロシアの政府機構が定められた。

他方、11月14日付のソ連国家評議会の決定「ソ連の省その他の中央国家管理機関の廃止」により、ほとんどのソ連省庁の廃止が決められた（『ソ連人民代議員大会・最高会議通報』1991, No.50）。そこで、11月15日付政府決定「ソ連の省その他の国家管理機関の廃止に伴う活動の組織化」により、廃止されるソ連省庁の資産がロシアの対応する機関に移管されることが決められた（『イズベスチヤ』1991.11.18）。これを受けて、11月28日付大統領令「ロシア共和国中央国家管理機関の改組」では、新しい国家管理機関の構成（19省、9国家委員会・庁、5付属委員会・総管理局）とともに、廃止されるソ連省庁の資産がどの機関に移管されるのかについて具体的に定められたのである。

その後、対CIS加盟諸国経済協力国家委員会の創設（1991年12月27日付）、交通省の創設（1992年1月20日付）、原子力発電省の創設（1月29日付）、経済・財務省の2省への分割（2月19日付）、対外経済関係省の創設（2月25日付）、国防省の創設（3月16日付）、国防問題国家委員会の廃止（3月26日付）を経て、4月初め現在、ロシアの省庁は、計33（25省、8国家委員会・庁）という構成になっている（付表2参照）。この新しい体制1991年4月1日付ソ連法「ソ連の省およびその他の中央国家管理機関の一覧」に挙げられた37省、10国家委員会と比較すると、そのうちの統計国家委員会を除く37省、9国家委員会が、ロシアの26省庁に吸収されている。

従来のソ連の省庁機構の大きな特徴は、とくに工業部門の管理が産業部門別に細分化されていたことであるが（これに関わる省・国家委員会は16存在した）、今回のロシアの機構では、工業管理は、工業省と燃料・エネルギー省の2つに統合されている。これが、今回の機構改革でもっとも注目される点である。とりわけ、工業省には、従来の軍事産業国家委員会（コミッション）と6軍需機械工業省が入る一方で、機械製造国家委員会と2民需機械工業省も入れられており、軍需と民需の機械工業管理が単一の省に委ねられたことも画期的なことである。

また、市場経済への移行に関連して、独占禁止・新経済構造推進国家委員会、国有資産管理国家委員会、国税庁、国家関税委員会などが創設・格上げされていることも注目される点である。

(3).財政・租税

11月15日付政府決定「経済改革への財政的保証およびロシア共和国財政制度保護に関する方策」では、①ソ連財務省の中央機構および管轄機関などをロシア経済・財務省の管轄に移す、②11月20日以降ソ連省庁への資金拠出を打ち切る、③経済・財務省が、独自通貨導入をもくろむ共和国に対してロシアの利益を守る措置を講じる、などが定められている（『イズベスチヤ』1991.11.18）。11月22日付最高会議決定「経済改革への財政・信用保証とロシア共和国の銀行制度の改組」では、①ロシア中央銀行が共和国の唯一の中央銀行である、②1992年1月1日までに現在ソ連ゴスバンクが有する資産および施設などをロシア中央銀行に移管する、③ソ連ゴスバンクの通貨発行およびルーブルのレート決定の機能を

銀行同盟創設までの間、ロシア中央銀行に課する、などが定められている。この2つの決定により、ロシアの財務省および中央銀行が旧ソ連の対応機関を引き継ぎ、経済改革のための強力な物的基盤を得たことになる。

租税については、12月に数多くの法律・決定が採択され、1992年初めには全く新しい租税体系が導入されることとなった。企業利潤税や個人所得税など個々の税金についての改革はゴルバチョフ政権下でも行われたが、租税体系の抜本的な改革は今回が初めてである。とくに、従来ソ連の税収の3分の1余りを占めてきた取引税が廃止され、付加価値税・物品税が導入されたことが改革の目玉である。租税体系を先進国の制度に近づけること、安定的な財源を確保することなどが今回の改革の目的とみられる。その全体像を定めたのが、12月27日付ロシア連邦法「ロシア連邦における租税体系の基礎」である（付表3参照）。それによると、新体系においては、租税が①連邦税、②構成共和国税、地方税、州税、自治州税、自治区税、③地域税の3種類に区別されている。この区別は、税収の納入先を示すものではなく、税率などの決定権の所在を示すものである。連邦全領内で徴収されるのは、15の連邦税、3つの構成共和国・地方等税、3つの地域税である。たとえば、自然資源利用料は連邦予算だけでなく、構成共和国・地方等予算と地域予算にも入れられるが、税率などは連邦が定めることになっている。

以上のほとんどの税金に関しては、12月に個別に法律が採択されている（付表1参照）。このうち「付加価値税」と「物品税」は、従来の取引税と売上税（1991年に導入）に代わるもので、価格自由化のなかで連邦予算の安定的財源になると期待されている。ただし、1992年第一・四半期については、この税収の一部が構成共和国以下の予算に入れられることになっている。このうち付加価値税の税率は28%と定められている。物品税は、酒類、嗜好品、乗用車、高級消費財などにかかるもので、12月26日付政府決定により、ウオツカ＝80%、乗用車＝25%など税率が定められている。なお、2月3日付最高会議幹部会・政府決定により、公共食堂企業からの付加価値税の徴収が廃止され、小麦粉、マカロニ、ミルク、植物性油脂などの付加価値税率が15%に引き下げられている。

法人税については、12月20日付で「企業所得税」、12月27日付で「企業・組織利潤税」に関する法律が採択された。両者の違いは、賃金支払費用に課税するか否かにある。1992年初めから導入されるのは後者で、税率は32%と定められている。1992年第一・四半期経過後、前者の税に移行するかどうか決められる。前者の税率は、構成共和国・地方・州レベルで定められ、最高18%とされている。この税収は構成共和国以下の予算の財源となるが、1992年第一・四半期には一部が連邦予算に入れられることになっている。このほか、最高で資産価格の0.5%とされた「企業資産税」も導入された。

個人については、「自然人所得税」のほか、「自然人資産税」、「相続・贈与税」などが導入されている。このうち自然人所得税は、①年収4万2000ルーブ（月3500ルーブル）以下は12%課税（最低賃金額が所得控除額となる）、②これ以上の所得者層には累進税率が適用される、③最高税率は年収42万ルーブルを超える所得に対する60%、という内容であ

る。従来とは異なり、この税がコルホーズ員にも適用され（コルホーズ所得税は廃止される）、独身税などが廃止されている。この所得税は構成共和国以下の予算の財源となる。自然人資産税は、住宅、別荘、ガレージ、飛行機、モーターボート、ヨットなどに対する税金である。

土地税は10月11日付ロシア共和国法「土地使用料」に基づくもので、使用目的、位置、人口密度などに応じて異なる税率が適用されている。

2月末採択の「経済政策覚書」によると、今後さらに次のような課税の強化が予定されている。第一に、すべての商品に対する付加価値税を復活する。第二に、後述する石油・天然ガスの価格自由化に伴い、これらに対する約50%の新たな課税（地代その他の形で）を行う。第三に、税制上の優遇措置を削減する。

以上のように、税収の確保をはかるとともに、予算歳出の切り詰めがなされ、財政健全化が目指されている。とくに、国家投資については、12月30日付政府決定「1992年におけるロシア連邦の国家投資プログラム」のなかで、1992年の国家中央投資を1991年の60%の水準とすることが決められている。また、公定歩合も1991年の2～9%から1992年には20%にまで引き上げられており、総需要抑制策が取られている。

(4). 価格

12月3日付大統領令「価格自由化に関する方策」により、1992年1月2日より基本的に自由価格（市場価格）に移行することが決められた。ただし、すべての製品価格が自由化されるのではなく、この大統領令には規制価格が適用される生産財と消費財のリストも付されている。次いで、12月19日付政府決定「価格自由化に関する方策」により具体策が定められた。この決定のなかで承認された「自由価格適用方式の暫定規程」によると、商業マージンは仕入れ価格の25%を超えてはならないとされている。

12月19日付政府決定では、規制価格対象品目ごとに価格引き上げの上限が示されている。生産財については、石炭、石油、天然ガス＝5倍、電力＝4倍、貨物（鉄道・海上・航空）運賃＝5倍、自動車貨物運賃＝3.6倍などとされ、消費財については、パン、牛乳、植物性油脂＝3倍、塩、マッチ＝4倍、砂糖＝3.5倍、ウオツカ＝4.5倍、医薬品＝平均4倍、ガソリン＝3倍、石炭・薪などの燃料＝5倍、集中暖房費＝平均3倍、家賃＝据置、旅客（鉄道・貨物・自動車）運賃＝2倍、航空旅客運賃＝3倍、通信サービス＝平均3倍などとされている。

以上の政策の結果、価格の自由化率（直接的行政的な規制を免れている価格）は、消費財で90%、生産財で80%に達したとされている（『経済と生活』紙1992, No.10）。

2月末採択の「経済政策覚書」によると、今後さらに自由化が押し進められ、消費財・サービスについては、家賃、公共サービス、公共輸送を除いて、すべての価格・両金が3月末までに自由化される。この結果、規制価格は家計支出の5%を占めるだけとなる。実際、3月7日付政府決定「個々の消費財の価格形成方式の修正」により、パン、ミルク、砂糖、塩、植物性油脂、マッチなどについて、価格規制を撤廃する権利が構成共和国・地方・州など

に与えられている。

燃料などの生産財については、4月20日までに規制価格が自由化される。ただし、ガスと電力の価格規制は一時的に残される。原油価格は、1月初めのトン当たり350ルーブルから、2000～2500ルーブルに上昇すると見込まれている（付加価値税を除く）。この第二段階の自由化により、4月には価格水準がさらに50～75%上昇するとみられている。

なお、独占企業（原則として市場占有率35%以上の企業）の価格設定については、12月29日付経済・財務省承認の規程により、価格引き上げの届け出制と、根拠のない引き上げに対する規制価格の導入措置などが定められている。ただし、上述の「経済政策覚書」によると、この価格規制は7月1日以降廃止されることになっている。

(5).賃金・社会保障

11月15日付大統領令「賃金および消費向け資金増加に対する制限の撤廃」により、賃金などに対する制限を12月1日から撤廃することが定められ、同日付のもう1つの大統領令「国庫維持組織・施設従業員の賃金引き上げ」により、保健、教育、文化、科学など国庫で維持されている組織の従業員の賃金を12月1日から90%引き上げることが決められた。価格自由化に備えて、生産部門企業、非生産分野組織の従業員の賃上げがはかられたことになる。さらに、同日付の政府決定「ロシア共和国における最低労働支払額の導入方式」により、最低賃金を12月1日から月200ルーブルとすることも決められ、12月6日付ロシア共和国法「最低労働支払額の引き上げ」では、1992年1月1日から最低賃金を月342ルーブルとすることが決められている。

10月24日付ロシア共和国法「ロシア共和国における市民の貨幣所得および預金のインデクセーション」により物価スライド制が導入されていたが、12月18日付大統領令「1991～1992年における補償支払の増加および1992年における住民貨幣所得のインデクセーション方式」により、年金最低額を1992年初めから月342ルーブルに引き上げるなど、具体的な措置が定められている。さらに、12月26日付大統領令「1992年における住民社会的支援に関する追加的方策」において、構成共和国・地方・州などに対し、追加的措置を取るよう勧告されている。また、2月29日付大統領令では、1～2月に年金生活者に対して毎月200ルーブルを追加的に支払うことなどが定められている。

ポーランドなどでは、価格自由化とともに賃金引き上げに対する規制が実施されたが、ロシアでは賃金も自由化されており、これがロシアの改革の特徴の1つとなっている。しかし、企業の利潤税制において次のような措置が講じられている。すなわち、賃金がすべてコストと見なされるのではなく、基準以上の賃金については利潤と同一の課税がなされるのである（12月27日付「企業・組織利潤税」法）。そして、1992年においては、この基準が最低賃金の4倍という大きさに設定されている（同日付最高会議決定）。

2月末採択の「経済政策覚書」では、所得規制をさらに強化している。それによると、もし異常な賃金上昇が生じた場合、政府は、国有企業に対し、賃金の基準以上の上昇に対す

る累進税を課すとしている。すなわち、賃金ファンドが基準上昇率を1%超えた場合はそれと同額（100%）の税が支払われ、次の1%に対しては200%、それ以上については1%ごとに400%が企業利潤から支払われる。第二・四半期については、2月の賃金ファンドを2～4月の予想価格上昇率の7割分だけ増加させた額が基準とされ、これを超えた場合に累進税が課される。ただし、私有企業に対してはこの制度は導入されない。

預金については、1991年4月の小売価格改訂の際には、預金高の40%を支払う（口座に振り込む）という形で預金補償がなされたが、今回は行われなかった。預金利子率が平均1.6倍引き上げられただけである。すなわち、要求払預金は現行の2%から3%に、定期預金は1年以上が5%から7%に、3年以上が7%から10%に、5年以上が9%から15%に年利子率が引き上げられた（『経済と生活』紙1992, No.2）。なお、昨年の預金補償の際に、大口の預金（500ルーブル以上）については、預金補償額の利用が3年間凍結されていたが、2月27日付大統領令により、3月30日以降これを利用できることになった。

(6).私有化

非国有化の問題に関しては、まず12月27日付最高会議決定「ロシア連邦における国家的所有の連邦所有、ロシア連邦構成共和国・地方・州・自治州・自治管区・モスクワ市・サンクトペテルブルク市の国家的所有、地方自治体所有への分割」により、所有の各行政単位への分割がなされている。そのうえで、12月29日付大統領令「国有・地方自治体企業の私有化の加速化」により、「1992年のロシア連邦における国有・地方自治体企業の私有化プログラムの基本規程」が承認され、1992年における具体的な措置が定められている。さらに、1月29日付大統領令によって、7つの暫定規程・指示が承認され、法的な準備が終えられている（付表1参照）。

1992年における私有化の目的としては、①商業・サービス分野企業の優先的私有化により自由価格への移行を容易にすること、非効率的企業維持の財政負担を軽減することなどにより、経済安定化を促進する、②1993～1994年における私有化の大幅拡大のための条件を作り出す、③私有化される企業の効率を引き上げる、④財政収入を増やす、などが挙げられている。具体的には、国有・地方自治体企業が、①1992年に私有化される義務を負う企業、②私有化が禁止される企業、③ロシア連邦政府の決定によってのみ私有化される企業、④国家権力・管理・地域行政機関の決定によってのみ私有化される企業の4つに区分されている。このうちの①に該当する企業は、付表4に示した分野に属す企業である。とりわけ、1992年の前半には、商業、サービス、農業関連企業（ソフホーズを除く）、未完工建設物件などが優先的に私有化される。③に属する企業としては、独占企業、大企業（1992年初現在の固定資産額が2億ルーブル以上あるいは従業員が1万人以上）、鉱物採掘企業、燃料・エネルギー関連企業などが挙げられている。

付表4に示したように、1992年の私有化収入は920億ルーブルと見込まれ、1993年には3500億ルーブル、1994年には4700～5000億ルーブルの資産が私有化される見通しである。

私有化収入は、その所有形態に応じて、付表5のように、従業員、地域予算、構成共和国・地方・州予算、連邦に配分される。また、私有化の方法としては、その分野や企業の大きさなどに応じて、株式会社への改組後に株式を売却する方法や、競売などの方法があるとされている。1992～1994年には、付表6のような割合で、私有化が進められると見込まれている。

株式会社への改組による私有化に際しては、株の25%が従業員に無償で配られ、残りの株（ただし全体の10%以下）も従業員には30%引きで販売されるなど、従業員に対する優遇措置が取られる。

なお、商業、日用サービスの分野については、非国有化を促す措置として、1992年1月1日までに国有企業を分割する方向で改組することが、11月25日および28日付の大統領令で決められている。消費協同組合についても同様の措置が2月16日付大統領令で定められている。

(7).食糧・農業・土地

この問題に関しては、付表1に示したように、12月27日～1月4日に5つの大統領令・政府決定が出されている。このうち12月29日付決定「コルホーズ・ソフホーズの改組手続」では、ソフホーズ・コルホーズに対して1992年中に改組を行い、「企業・企業者活動法」に沿う形で再登録することが求められた。これは、個人農民経営などの創設を容易にするための措置である。1月4日付大統領令「ロシア共和国における土地改革の実施に関する緊急の方策」では、国家発注に代わる食糧買付制度が導入され、1986～1990年の年平均生産高に対し、穀物では35%、牛乳・肉では45%に相当する量を、市場価格で国に納めなければならないとされている（農民経営については25%が上限とされる）。

(8).対外経済関係

11月15日付大統領令「ロシア共和国領土内における対外経済活動の自由化」により、何らの登録なしに対外経済活動を行う権利がすべての企業に与えられた。また、バーター取引に対する制限が撤廃された。輸出入の割当制・許可制、企業の外貨収入からの強制的控除、輸出入税は残されており、12月30日付大統領令「1992年におけるロシア共和国の共和国外貨準備の形成」、31日付政府決定「1992年のロシア連邦領土内における商品（作業、サービス）の輸出入の認可および割当」および「ロシア連邦領土から搬出される個々の商品に対する輸出税の導入」、1月15日付同決定「輸入商品の関税」などが出されている。

企業からの外貨控除については、①輸出による外貨収入の40%を特別商業レートでロシアの共和国外貨準備に売却する、②すべての外貨収入の10%を安定外貨基金（ルーブルの市場レート維持に利用）形成のために市場レートでロシア中央銀行に売却することが決められた。これに伴い、ロシア中央銀行は、従来の公定レート、商業レートに代えて、市場レート（オークション・レートなどを考慮して定められる）と特別商業レート（市場レ

トに対する固定比率で定められる)を設定し、毎週発表することになった。市場レートは当初1ドル=110ルーブルに設定され、特別商業レートはその2倍の1ドル=55ルーブルに設定された。その後、市場レートは1ドル=100ルーブル(2月19日)、1ドル=90ルーブル(2月26日)、1ドル=100ルーブル(3月25日)と変化しているが、商業レートは変えられていない。

輸入については、割当制が適用されず、許可制も極めて少数の品目に限られている。輸入関税についても、1月15日付政府決定により、旧ソ連の関税率の適用が中止され、4月1日から新しい関税率を適用することとなった。すなわち、第一・四半期には輸入関税が課せられないことになった(輸入品には付加価値税・物品税も適用されていない)。

輸出については、割当制・許可制・関税ともに残されている。輸出税はかなり高率であったため、批判が高まり、1月23日付政府決定「ロシア連邦の輸出税率の修正」により、若干の引き下げがなされ、さらに、2月27日付国家関税委員会訓令により、3月1日から税率が大幅に下げられている(『経済と生活』誌1992, No.14, 『イズベスチヤ』1992.2.7, 3.6)。また、個々の商品について免税・減税措置が次々と導入されている。輸出税はルーブルで支払われ、外貨からルーブルへの換算は市場レートで行われている。

以上のほか、ロシアの国内市場保護を目的に、11月15日付政府決定「ロシア共和国国外への石油および石油精製品の搬出規制」、12月29日付同決定「ロシア連邦からの大衆消費財の搬出制限」および「1992年におけるロシア共和国から独立国家共同体加盟国への個々の生産物・商品の供給手続」なども出されている。

2月末採択の「経済政策覚書」によると、第二・四半期以降、輸出入管理に関して若干の手直しが予定されている。第一に、4月20日までに、すべての経常取引(利子・配当の支払を含む)に適用される変動レートと、資本取引に適用される固定レートの2レート制に移行する。後者は前者よりも高く設定されるが、将来的には廃止され、単一レート制が実現されると見込まれている。これに伴い、企業の外貨収入のうち市場レートで売却しなければならない部分の割合が次第に高められ、最終的には100%にされる。特別商業レートによる輸出収入の売却は廃止される。なお、外貨収入の20%が輸出税として徴収されるが、これは企業の選択によりルーブルで支払っても、外貨で支払ってもよい。

第二に、既存の輸出税に代わって、4月20日までに燃料・原料輸出に対する統一的課税制度が導入される。7月1日から15%の統一関税率が導入される。また、7月1日までに輸入品に対しても付加価値税と物品税が適用されるようになる。

第三に、輸出割当制・認可制は原則として7月1日までに撤廃される。ただし、エネルギー資源の輸出割当は1993年末までに段階的に廃止される。また、安全保障上の考慮から一部の商品の輸出が制限される。

2. 改革の評価

ロシアの改革構想の特徴は、次のようにまとめられよう。①価格の自由化および貿易の自由化が急速に押し進められる。②税制度が根本的に改められ、価格自由化による補助金の削減と相俟って、財政赤字の一層がはかられる。③賃金は自由化され、賃金上昇を行政的に抑える措置は取られないが、財政からの投資支出の大幅削減、公定歩合の引き上げなどにより、総需要抑制策が取られる。④非国有化・私有化は小規模のものから段階的に行われる。

改革が始められてから3カ月が経過し、価格設定、貿易、徴税が新たな制度・原理に基づいて行われるようになったことは確認される。1985年以降のゴルバチョフ政権下では、古い制度の解体は進んだものの、新たなシステムの導入がほとんど進まなかったことと比べると、ソ連（ロシア）でも初めて改革らしい改革が実施され始めたと言えよう。

しかし、改革は始められたばかりで、変化が生じているのは極めて限られた分野であり、当初の目的は今のところほとんど実現されていないことも事実である。実際、行われたのは、価格自由化とそれに関連する税制改革、価格自由化に対する様々な補償措置である。所有改革については、そのプログラムが発表されたという段階である。貿易の自由化については、言葉だけが踊っており、輸入規制（関税を含む）の撤廃を除けば、従来と大して変わっていない。

このように、現時点では価格自由化のみが先行しているという感がある。しかし、価格自由化についても当初の目的と照らし合わせて考えるならば、目的が達成された（されつつある）とは言えそうにない。

価格自由化の目的としては次の5点があったものと考えられる。

①過剰流動性の一掃。インフレによる家計・企業の過剰需要・ホットマネーの吸収を通じて、過剰流動性を一掃する。

②補助金の削減。価格差補給金の大幅削減により、財政支出の削減をはかる。

③流通の正常化。過剰流動性の下で異常なものの不足となり、ルーブルでものが買えないような環境（経済関係の現物化・ドル化）になっていた。なし崩しの価格自由化を追認することにより、ルーブルでものを買えるような環境（正常な取引関係・売買関係）を生み出す。

④価格関係の正常化（需給均衡価格への接近）。人為的な価格設定による価格の歪みを取り除き、価格関係の正常化と世界市場価格への接近をはかる。

⑤政治的考慮。大衆に向けて、また、IMFなどの国際機関に向けて、改革の意気込みを示す。

それでは、これらの目的がどの程度達成されようとしているのか、どのような問題をもたらしているのかについて、順番にみてみよう（以下で、1992年第一・四半期経済実績は『経済と生活』紙1992, No.17による）。

①現時点では賃金その他の補償がある程度抑えられ、価格自由化は過剰需要・ホットマ

ネーの吸収にいくらか貢献したと言えよう。3月の消費財価格と企業卸売価格の水準が前年同期の13倍に達する一方で、第一・四半期の労働者・職員の月平均賃金（1950ルーブル）は前年同期の6倍に留まっている。今回は、預金補償も行われなかったもので、累積されていた銀行預金・タンス預金が著しく減価したことも事実である。

住民の過剰需要・ホットマネーを吸収するためには、賃金・社会保障の引き上げを抑制することが鍵である。この抑制に成功すれば、言うまでもなく、高騰する商品に対する需要の減退が生じる。しかし、ロシアの改革では、賃金などの抑制策はそれほど厳しいものではない。実際、住民の貨幣収支をみると、住民の貨幣収入が支出を大幅に上回るという傾向は依然として続いている（付表7参照）。1991年全体のデータと比べて、収入と支出の差額＝貯蓄の相対的大きさはほとんど変わっておらず（同表の「比率」の列参照）、既に新たなホットマネーが形成されつつあると言えよう（1991年と大きく変わった点は、手持ち現金の増加が銀行預金の増加を大幅に上回ったことである）。今後は、さらに様々な階層から賃金・各種社会保障の引き上げ要求が出てくると予想され、ポーランドの状況とは異なり、ロシアでは過剰需要・ホットマネーの吸収は、短期間では達成されない可能性がある。

ポーランドとロシアとの違いの背景には、財政赤字の問題がある。ホットマネーの累積および過剰流動性の根本的原因は放漫財政にあるから、財政赤字が続くかぎり、過剰需要を生み出す構造が残り、インフレが続くだけの結果となる。ポーランドでは「ショック療法」採用後、少なくとも最初の1年間は財政黒字となったが、ロシアでは、後述するように、財政赤字の削減が予定通りには進んでいない。財政の「蛇口の緩さ」が続くなかで、「インフレによる過剰流動性の一掃」をはかるならば、悪性インフレが続くだけの結果となる。

また、各地におけるルーブルの不足が報道され、過小流動性などと言われるが、これは、単に現金の供給（印刷）が賃金・社会補償の急増に追いつかないだけのことであり、過剰流動性問題が解消したわけでは毛頭ない。1988年頃にも、賃金が急騰し始め、各地で賃金が支払われないという事態が生じた。その後、現金の量産体制が整うにつれて、この問題はなくなり、家計セクターを巻き込んだ過剰流動性が一気に進んだ。実際、第一・四半期の現金通貨発行量は900億ルーブルと伝えられており（『経済と生活』紙1992, No.18。1991年には旧ソ連全体で1273億ルーブル）、インフレや賃上げに見合う形で、今後急速に通貨流通量が増えてゆく可能性が高い。

②従来、財政からの価格差補給金の大半は農産物（約9割）、農業用生産財（機械、肥料）、石炭に対するものであり、補助金総額は予算歳出の15～20%を占めていた。ところが、1992年第一・四半期の予算計画ではこれが2～3%とされており、著しく削減されたことは確実であろう。

しかし、全体として、財政赤字が削減されたのか否かについては疑問である。現時点で得られる第一・四半期予算実績に関する情報では、赤字額が190億ルーブル（ヴァヴィーロフ第一財務次官『イズベスチヤ』1992.4.10）から840億ルーブル（『イズベスチヤ』1992.

3.23) までかなりの差があり、大まかな状況すらつかめない。しかし、次の2点は明らかである。第一に、税収が予定を大幅に下回った。とくに、予算計画で歳入の52% (2280億ルーブル) を占めるとされていた対外経済活動収入 (輸出税を中心とする) はほとんど入ってこなかったと伝えられている。また、付加価値税収入も当初の予定を大幅に下回った模様である。税収不足には、次々と導入された様々な免税・減税措置も関係している。第二に、様々な補償支払を伴う措置が採択され、これに関連する財政支出が予算計画と比べてかなり増えたとみられる。以上の点から、財政赤字の削減は政府の思惑通りには進まなかったと推測されるのである。

確かに、価格自由化により、農産物価格差補給金は大幅に削減されるが、従来低価格に抑えられていた生産財 (燃料・原料) 価格の急速な自由化 (あるいは規制価格の大幅引き上げ) は、他の産業部門への補助金支出の必要性を高めることになる。価格自由化に対応して速やかに産業構造の転換が進むのであれば、こうしたことはそれほど問題にならないかもしれないが、構造転換が困難な国有企業体制の下では、多数の企業を一気に倒産させるわけにはいかないから、結局何らかの財政支出により企業を助けざるをえなくなる。したがって、短期的にみて、「価格自由化により補助金が削減される」という命題は成立しないと思われる。

このような状況下で、財政支出の削減や信用政策の緊縮化を進めた場合に生じるのが、企業間の不良信用、いわゆる「三角債」の問題である。取引相手企業および国庫に対する企業の未払金残高は、1月1日に339億ルーブル、2月1日に1404億ルーブル、3月1日に6058億ルーブル、4月1日には7803億ルーブルの巨額に達した。今や企業による信用創造が、中央銀行による通貨発行をはるかに上回った。価格自由化と総需要抑制策の下では、企業による信用創造という形で、過剰流動性が維持されるのであろう。

③インフレによりルーブルの価値が本来の水準にまで引き下げられたのであるから、ルーブルがある程度交換価値としての役割を取り戻したのは事実であろう。とくに、消費財については、国有商店にものが現われたという形で、成果が出ているようである。また、未払金の増加は、生産財についてもルーブルによる企業間決済が広がったことを示すものであろう。このように、従来の闇取引が合法化され、二重経済あるいは二重価格状況が解消され始めたこと、これが、現時点では、価格自由化のもたらした最大の経済的成果と呼べるものであろう。

ただし、これは、短期間のうちに流通関係が正常化され、資本主義経済にみられるよう取引関係が既に成立し始めたことを意味するものではない。第一・四半期の経済実績報告には、全工業生産高の落込み (対前年同期比マイナス13%) の第一の原因として、企業間の経済関係の混乱が挙げられている。3月11日現在、1992年の予定取引高の61% についてのみ、企業間で契約が締結されていると記されている (1991年3月18日現在では87%であった)。これは、上からの計画化の弛緩を示すものであるが、他方では、従来の指令経済システムの要素も当然ながら未だ残っているのである。2月末採択の「経済政策覚書」には、「国家

による経済への直接的介入の大きさを削減するため、義務的な国家発注は廃止された。国家に生産物を納入する企業に対する現行の特典は1992年中に著しく削減される。集権的な物的資源配分のその他の要素は、1992年末までにすべて除去される」と述べられている。

④明らかに以前と比べれば、価格関係の歪みはいくらか除去されたと言えよう。しかし、以下の点を考慮するならば、価格関係の正常化には相当時間がかかることも明白である。

第一に、独占価格の問題がある。ロシアでは細かな商品グループごとにみれば、大半の分野で独占・寡占状態となっている。そこでは、コストを積み重ねたフル・コスト原理による価格設定となるであろう。このフル・コスト原理は、独占・寡占状態でない分野においても採用されよう。というのは、長い間ソフトな予算制約の下でコストの削減という問題に直面したことのない企業にとって、賃金・原材料費の補填が保証されるフル・コスト原理がなじみ易いからである。企業は、この価格設定の下で製品が売れ残り収入が不足した場合、価格を下げるのではなく、原材料費を払わないのである。要するに、競争市場のないところでは、需給均衡価格という意味での市場価格は成立しないということであり、価格自由化を市場価格の成立と理解するのは全く誤りであろう。

第二に、国有企業は、これまで自ら価格を設定したことがないので、多くの場合行政機関に設定すべき価格水準を問い合わせているのではないだろうか。この点は、マカロフ中央数理経済研究所所長が昨年12月にモスクワで会ったときに指摘したことでもある。すなわち、価格自由化は、価格設定権の企業への委譲を意味するのではなく、昨年4月にパヴロフの行った行政的価格改訂と変わりがないと言うのである。実際、商業のマージン率の上限は25%と定められているし、独占企業については価格改訂の事前届け出制が導入されている。また、価格設定に関して、地方の行政機関の権限が高められたという報道もある。価格自由化を、言葉通りに受け取ることはできない。

ここで、私有化の進展についてみると、国有商業・日用サービス企業のうち4月1日までに私有化されたのは店舗数の1%未満であり、商業・公共食堂部門の商業化される国有・地方自治体企業のうち独立の法人格を得たのはわずか22%、日用サービス企業では17%である。工業部門では、4月初め現在、企業数でも生産高でも96%までが国有企業である。株式会社は200社にすぎず、全企業数の0.7%である。農業では、農民経営の戸数が第一・四半期中に4万5900戸増え、4月1日現在9万5000戸、面積にして390万haに達したが、それでも全農地の2%にも達していない。もちろん私有化が急速に進むとは誰も想定していないが、現在このような状況である点を抑えておく必要がある。

第三に、燃料価格はこれまで著しく安価であったため、政府も1993年末までは燃料価格の世界市場価格水準への引き上げを求めている。

第四に、物品税や輸出税の存続は、必ずしも従来と比べて価格関係が著しく正常化されたわけではないことを示している。逆に言えば、これらの税は残さざるを得ないのであり、急速な価格自由化はそもそも無理だということである。

⑤改革の意気込みを示すという点では、価格自由化は大成功であったと言えよう。とく

に、1992年初めからの改革と2月末採択の「経済政策覚書」がIMFなどの国際機関に評価され、IMFへの加盟と240億ドルの援助を引き出したのであるから、国際機関向けのポーズとしては当初の目的を十分に達成することができたことになる。

以上、5つの目的の達成具合をみてきたが、全体としてみるならば、価格自由化は、③と⑤を除いて、当初の目的の達成に程遠いばかりか、目的の設定自体にも無理があったと思われる。これに加えて、新たに様々な問題が引き起こされている。表面的には、価格自由化による実質生活水準の低下が最大の問題のようにみえるが、国内債務・対外債務増大のつけを払っているのであるから、現在ある程度苦しいのは当然であろう。

真に問題なのは、総需要抑制策のもたらす次のような問題点である。第一に、需要の減退により、生産の低下が加速化されている。第二に、企業の財務状態が悪化し、未払金が異常に増えている。第三に、投資が極めて困難な状況の下で、産業構造の転換がほとんど不可能となっている。第四に、急激な価格上昇と相俟って、芽生え始めたばかりの私有セクター（大半が中小規模）が打撃を受けている。

価格自由化に伴うインフレを抑えようとすれば、総需要抑制策を取らざるを得ないが、これによって引き起こされる以上のような問題点を考慮するならば、ますます今回の価格自由化政策は誤りだったと言わざるを得ない。

（田畑伸一郎・北海道大学スラブ研究センター助教授）

(付表1) ロシア連邦の経済改革に関する立法措置(1991年11月～1992年3月)

日付	形式	タイトル	掲載紙
1. 経済管理機構			
11月1日	人民代議員大会決定	急進的な経済改革の時期における執行権力の組織化	VD, 1991, No.44
11月6日	大統領令	ロシア共和国政府の改組	PV, 1991, No.47
11月6日	大統領令	経済改革条件下におけるロシア共和国政府の活動組織化	VD, 1991, No.45, PV, 1991, No.47, EG, 1991, No.48
11月15日	政府決定	ソ連の省その他の国家管理機関の廃止に伴う活動の組織化	
11月28日	大統領令	ロシア共和国中央国家管理機関の改組	VD, 1992, No.5
12月19日	大統領令	ロシア共和国中央国家管理機関の活動組織化の若干の問題	VD, 1991, No.52
2. 財政・租税			
10月10日	法律	ロシア共和国における予算構造および予算編成過程の基礎	VD, 1991, No.46, EG, 1991, No.48
10月11日	法律	土地使用料	VD, 1991, No.44, EG, 1991, No.46
10月11日	最高会議決定	同施行細則	同上
11月15日	政府決定	経済改革への財政的保証およびロシア共和国財政制度保護に関する方策	
11月21日	大統領令	ロシア共和国国税庁	VD, 1991, No.47
11月22日	最高会議決定	経済改革への財政・信用保証とロシア共和国の銀行制度の改組	VD, 1991, No.48, EG, 1991, No.50
12月6日	法律	付加価値税	VD, 1991, No.52, EG, 1992, No.1
12月6日	法律	物品税	同上
12月6日	最高会議決定	両者の施行細則	同上
12月7日	法律	自然人所得税	EG, 1992, No.12, RG, 1992.3.13
12月7日	最高会議決定	同施行細則	EG, 1992, No.12, No.14, RG, 1992.3.13
12月7日	法律	企業者活動に従事する自然人の登録料および登録方式	EG, 1992, No.8, RG, 1992.2.14
12月7日	最高会議決定	同施行細則	同上
12月9日	法律	自然人資産税	EG, 1992, No.8, RG, 1992.2.14
12月9日	最高会議決定	同施行細則	同上

日付	形式	タイトル	掲載紙
12月9日	法律	国 税	EG, 1992, Nos.15-16, RG, 1992.3.12
12月9日	最高会議決定	同施行細則	RG, 1992.3.12
12月9日	国税庁通達	付加価値税の算定・支払方式	EG, 1991, 付録
12月9日	国税庁通達	物品税の算定・支払方式	EG, 1992, No.1
12月12日	法律	銀行収入税	RG, 1992.3.12
12月12日	最高会議決定	同施行細則	同上
12月12日	法律	有価証券取扱税	EG, 1992, No.13, RG, 1992.3.12
12月12日	最高会議決定	同施行細則	同上
12月12日	法律	自然人の保養地料	EG, 1992, No.8, RG, 1992.2.14
12月12日	最高会議決定	同施行細則	同上
12月12日	法律	相続・贈与資産税	EG, 1992, No.14, RG, 1992.3.13
12月12日	最高会議決定	同施行細則	RG, 1992.3.10, 3.23
12月13日	法律	企業資産税	EG, 1992, No.11
12月13日	法律	保険業収入税	EG, 1992, No.18, RG, 1992.3.12
12月13日	最高会議決定	同施行細則	同上
12月20日	法律	企業所得税	RG, 1992.3.12
12月20日	最高会議決定	同施行細則	同上
12月20日	法律	投資税貸付	EG, 1992, No.14, RG, 1992.3.12
12月20日	最高会議決定	同施行細則	RG, 1992.3.12
12月26日	政府決定	個々の商品の物品税率	RG, 1992.1.3
12月27日	法律	ロシア連邦における租税体系の基礎	EG, 1992, No.11, RG, 1992.3.10
12月27日	最高会議決定	同施行細則	同上
12月27日	法律	企業・組織利潤税	EG, 1992, No.10, RG, 1992.3.5
12月27日	最高会議決定	同施行細則	同上
12月27日	最高会議決定	1992年第1四半期におけるロシア連邦の予算体系形成の基本方向	VD, 1992, No.3
12月28日	政府決定	ロシア共和国における有価証券の発行・流通および証券取引所の規程の承認	
12月30日	政府決定	1992年におけるロシア連邦の国家投資プログラム	PV, 1992, No.2

日付	形式	タイトル	掲載紙
12月31日	大統領令	ロシア連邦国税庁	RG, 1992.1.13
1月13日	最高会議幹部会決定	ロシア連邦における現金通貨流通の正常化に関する緊急の方策	VD, 1992, No.5, RG, 1992.1.28
1月13日	最高会議幹部会決定	新版小切手の経済取引への導入	VD, 1992, No.5
1月24日	法律	ロシア連邦の1992年第1四半期予算体系	RG, 1992.2.25
1月24日	最高会議決定	同施行細則	同上
1月24日	政府決定	ロシア連邦領内における特定目的小切手・預金による乗用車販売の整理	PV, 1992, No.6
2月3日	最高会議幹部会・政府決定	住民の社会的保護および個々の生産物に対する価格形成の規制の整理	PV, 1992, No.6, RG, 1992.2.7
2月27日	大統領令	ロシア連邦預金銀行特別口座の住民の資金利用に対する制限の撤廃	RG, 1992.3.4
3月2日	財務省通達	税の算定および道路基金への税その他資金の繰入れ方式	EG, 1992, No.15
3月3日	財務省通達	ロシア共和国領内における有価証券の発行および登録規則	EG, 1992, No.14
3月6日	国税庁通達	企業・組織利潤税の算定および国庫支払方式	EG, 1992, Nos.12-13
3月12日	政府指令	最高会議決定「『自然人資産税』法施行細則」の履行	RG, 1992.3.19
3月13日	国税庁通達	相続・贈与資産税の算定および支払方式	EG, 1992, No.17
3月16日	国税庁通達	企業資産税の算定および国庫支払方式	同上
3月17日	政府決定	「ロシア連邦の1992年第1四半期予算体系」法の実施に関する方策	RG, 1992.3.25
3月20日	国税庁通達	「自然人所得税」法の適用	EG, 1992, Nos.15-16
3.価格			
12月3日	大統領令	価格自由化に関する方策	VD, 1991, No.52, EG, 1991, 付録
12月19日	政府決定	価格自由化に関する方策	EG, 1991, 付録
	上記政府決定により承認	生産財・大衆消費財・サービスに対する自由(市場)価格・料金の適用方式暫定規程	同上
12月19日	政府決定	価格自由化に伴う生産物・商品の再評価の実施	同上
12月23日	経済・財務省指示	生産財卸売価格および運輸・通信サービス料金の再評価およびそれに対する規制価格・料金の形成・適用方式	同上
12月23日	経済・財務省指示	大衆消費財小売価格およびサービス料金の再評価およびそれに対する規制価格・料金の形成・適用方式	EG, 1992, No.1
12月29日	経済・財務省により承認	独占企業生産物の価格規制方式規程	EG, 1992, No.6

日付	形式	タイトル	掲載紙
3月7日	政府決定	個々の消費財の価格形成方式の修正	RG, 1992.3.10
4.賃金・社会保障			
10月24日	法律	ロシア共和国における市民の貨幣所得および預金のインデクセーション	VD, 1991, No.45, EG, 1991, No.47
10月24日	最高会議決定	同施行細則	同上
11月15日	大統領令	賃金および消費向け資金増加に対する制限の撤廃	VD, 1991, No.47, PV, 1991, No.48, EG, 1991, No.49
11月15日	大統領令	国庫維持組織・施設従業員の賃金引き上げ	同上
11月15日	大統領令	社会的パートナーシップおよび労働争議(紛争)の解決	同上
11月15日	政府決定	ロシア共和国における最低労働支払額の導入方式	PV, 1991, No.48
12月5日	大統領令	ソ連国防省企業・組織の軍人の貨幣給与および従業員の俸給・賃率の引き上げ	VD, 1991, No.50, IZ, 1991.12.6
12月6日	法律	最低労働支払額の引き上げ	VD, 1991, No.51, SR, 1991.12.19
12月18日	大統領令	1991～1992年における補償支払の増加および1992年における住民貨幣所得のインデクセーション方式	EG, 1992, No.2
12月18日	大統領令	内務省、国家保安機関、国防スポーツ・技術組織同盟の企業・組織の軍人の貨幣給与および従業員の俸給・賃率の引き上げ	VD, 1991, No.52
12月26日	最高会議決定	ロシア共和国の構成共和国、地方、州、モスクワ市、サンクトペテルブルク市、自治州、自治管区、都市・地区人民代議員ソビエトの価格自由化の時期における貧困階層の社会的保護に関する共和国最高会議の方策	VD, 1992, No.1, EG, 1992, No.2
12月26日	大統領令	1992年における住民社会的支援に関する追加的方策	VD, 1992, No.1, EG, 1992, No.3
12月27日	法律	「ロシア共和国国家年金」法第8条および第12条の修正および追加	VD, 1992, No.5, PV, 1992, No.5
12月27日	最高会議決定	ロシア連邦(ロシア)年金フォンドの諸問題	同上
12月28日	政府指令	教育就業者の賃金引き上げ	PV, 1992, No.3
1月3日	政府指令	1991年12月における年金に対する一括補償支払	RG, 1992.1.10
1月24日	大統領指令	(保健・社会的保護組織・施設従業員の賃率・俸給引き上げ)	VD, 1992, No.6
2月6日	法律	「ロシア共和国国家年金」法の修正および追加	EG, 1992, No.11, RG, 1992.3.10
2月6日	法律	1992年第1四半期におけるロシア連邦年金フォンド予算	EG, 1992, No.10, RG, 1992.2.27

日付	形式	タイトル	掲載紙
2月6日	最高会議決定	同施行細則	同上
2月19日	大統領令	軍人および解雇軍人に対する社会的保護の強化に関する方策	PV, 1992, No.8, RG, 1992.2.29
2月29日	大統領令	1992年2~3月における貧困住民層に対する一括支払	EG, 1992, No.11
3月2日	大統領令	ロシア連邦の住民の最低消費予算体系	EG, 1992, No.13
3月4日	政府決定	軍隊の軍人の貨幣給与	RG, 1992.3.20
3月11日	法律	集団契約および協定	RG, 1992.4.28
3月11日	最高会議決定	同施行細則	同上
3月20日	最高会議決定	市場関係への移行条件下における住民の社会的保護	RG, 1992.3.25
3月31日	大統領令	1992年4月における一括支払および1992年における個々の住民層の社会的保護	RG, 1992.4.9
4月3日	法律	「ロシア共和国国家年金」法の期限前の施行	RG, 1992.4.20
4月4日	法律	母子保護に関する追加的方策	RG, 1992.4.14
4月15日	大統領令	1992年第2四半期における国庫維持施設・組織従業員の賃率・俸給引き上げ	RG, 1992.4.18
4月21日	法律	最低労働支払額の引き上げ	RG, 1992.5.1
4月21日	最高会議決定	上記法の施行に関係する若干の問題	同上
5.非国有化			
11月25日	大統領令	ロシア共和国における商業企業活動の商業化	VD, 1991, No.48
11月28日	大統領令	ロシア共和国における住民日用サービス企業活動の商業化	同上
12月27日	最高会議決定	ロシア連邦における国家的所有の連邦所有、ロシア連邦構成共和国・地方・州・自治州・自治管区・モスクワ市・サンクトペテルブルク市の国家的所有、地方自治体所有への分割	VD, 1992, No.3, EG, 1992, No.3, RG, 1992.1.11
12月28日	最高会議幹部会決定	上記決定の実現	VD, 1992, No.6
12月28日	大統領指令	モスクワ州の国有資産の私有化	VD, 1992, No.1
12月29日	大統領令	国有・地方自治体企業の私有化の加速化	VD, 1992, No.3, RG, 1991.1.10
	上記大統領令により承認	1992年のロシア連邦における国有・地方自治体企業の私有化プログラムの基本規程	VD, 1992, No.3, PV, 1992, No.1, EG, 1992, No.2, RG, 1992.1.10, 1.15
12月30日	大統領指令	モスクワ市自治体所有の一連の企業・施設の移管	PV, 1992, No.2
1月12日	大統領令	モスクワ市における地方自治体所有の加速的私有化の保証	VD, 1992, No.4

日付	形式	タイトル	掲載紙
	上記大統領令により承認	モスクワ市における住宅フォンドの私有化(無償移管)に関する規程	同上
	同上	モスクワ市における商業・公共食堂・日用サービス企業の私有化方式に関する規程	同上
	同上	モスクワ市における地方自治体企業・組織の私有化加速化に関する規程	同上
1月29日	大統領令	国有・地方自治体企業の私有化の加速化	PV, 1992, No.8, RG, 1992.2.20
	上記大統領令により承認	ロシア連邦における国有・地方自治体企業の私有化申請の提出・正式手続・受領方式に関する暫定規程	PV, 1992, No.8, EG, 1992, No.11, RG, 1992.2.20
	同上	私有化物件の額の評価に関する方法論的暫定指示	PV, 1992, No.8, RG, 1992.2.20
	同上	国有・地方自治体企業の株式会社への改組に関する暫定規程	PV, 1992, No.8, EG, 1992, No.8, RG, 1992.2.20
	同上	ロシア連邦における国有・地方自治体企業の競売による私有化に関する暫定規程	PV, 1992, No.8, EG, 1992, No.9, RG, 1992.2.20
	同上	ロシア連邦における国有・地方自治体企業の競争による私有化に関する暫定規程	PV, 1992, No.8, EG, 1992, No.10, RG, 1992.2.20
	同上	1992年における国有・地方自治体企業の経済的・刺激基金資金および利潤の私有化の際の利用方式に関する暫定規程	PV, 1992, No.8, RG, 1992.2.20
	同上	私有化委員会の活動に関する暫定規程	PV, 1992, No.8, EG, 1992, No.11, RG, 1992.2.20
1月29日	政府決定	1992年における私有化プログラム実施の加速化	PV, 1992, No.7, RG, 1992.2.12
2月3日	政府決定	未完工建設物件の売却に関する方策	RG, 1992.3.3
2月16日	大統領令	ロシア連邦における消費協同組合企業活動の商業化	RG, 1992.2.20
3月18日	大統領指令	下記規程の承認	EG, 1992, No.14
	上記大統領指令により承認	連邦、国家、地方自治体所有の対象別構成の決定および所有権の正式手続方式に関する規程	同上
3月25日	大統領令	国有・地方自治体企業私有化の際の市民・法人への土地区画の売却	EG, 1992, No.16, RG, 1992.3.28
4月2日	大統領令	「1992年のロシア連邦における国有・地方自治体企業の私有化プログラムの基本規程」実施に関する追加的方策	EG, 1992, No.17, RG, 1992.4.14
6.食糧・農業・土地			

日付	形式	タイトル	掲載紙
12月27日	大統領令	ロシア共和国における土地改革の実施に関する緊急の方策	VD, 1992, No.1, EG, 1992, No.4
12月28日	政府決定	ロシア連邦における農工コンプレクスの国家管理制度の再形成	PV, 1992, No.3, RG, 1992.1.9
12月29日	政府決定	「農工コンプレクスへの資材・機械の優先的供給」法の遂行に関する方策	同上
12月29日	政府決定	コルホーズ・ソフホーズの改組方式	PV, 1992, No.2, EG, 1992, No.3, RG, 1992.1.10
1月4日	大統領令	1992年の国家食糧フォンドの形成	VD, 1992, No.3, PV, 1992, No.2, RG, 1992.1.14
1月12日	政府決定	ロシア連邦商業・物的資源省穀物製品委員会	RG, 1992.1.28
1月14日	農業省により承認	コルホーズ・ソフホーズの改組に関する勧告	EG, 1992, No.9
1月24日	政府決定	1992年における農業(農民)経営への国家的援助に関する方策	PV, 1992, No.7, RG, 1992.2.11
1月24日	政府決定	1992年の春期農作業の準備に関する緊急の方策	同上
2月10日	最高会議幹部会決定	農業(農民)経営および農工コンプレクスへの財政・信用援助	EG, 1992, No.8
2月14日	法律	「土地利用料」法第6条、第8条、第12条の修正および追加	RG, 1992.2.26
2月16日	大統領令	1992年における農業への化学化手段供給のための生産物輸出入に関するロシア農化学カンパニー(ロスアグロヒム)の活動組織化	RG, 1992.2.25
2月25日	政府決定	下記2方式の承認	RG, 1992.3.14
	上記政府決定により承認	土地税率および基準土地価格決定方式	同上
	同上	土地利用料資金のロシア連邦特別予算口座への集中およびその利用方式	同上
2月29日	大統領令	1992年における春期播種および収穫の組織的实施に関する方策	RG, 1992.3.6
3月2日	大統領令	土地区画の市民所有への無償移管の基準設定方式	EG, 1992, No.11, RG, 1992.3.10
3月6日	政府決定	ロシア連邦における農業改革の進捗および発展	RG, 1992.3.14
3月12日	最高会議決定	ロシア連邦における農業改革の進捗	RG, 1992.3.19
3月19日	政府決定	「土地所有権証書」、「農業用地賃貸契約」、「農業用地一時利用契約」の書式の承認	RG, 1992.4.15
4月4日	大統領令	農工コンプレクスの経済安定化に関する方策	RG, 1992.4.7
7.対外経済関係			

日付	形式	タイトル	掲載紙
11月15日	大統領令	ロシア共和国領土内における対外経済活動の自由化	VD, 1991, No.47, EG, 1991, No.48, PV, 1991, No.48
11月15日	政府決定	ロシア共和国国外への石油および石油精製品の搬出規制	EG, 1991, No.49
11月15日	政府決定	外国におけるソ連の通商代表部	
12月27日	大統領令	1992年におけるロシア共和国から独立国家共同体加盟国への個々の生産物・商品供給の若干の国家規制策	VD, 1992, No.1
12月29日	政府決定	ロシア連邦からの大衆消費財の搬出制限	PV, 1992, No.2, RG, 1992.1.10, 1.16
12月29日	政府決定	1992年におけるロシア共和国から独立国家共同体加盟国への個々の生産物・商品の供給方式	PV, 1992, No.2, EG, 1992, No.4, RG, 1992.1.10
12月30日	大統領令	1992年におけるロシア共和国の共和国外貨準備の形成	VD, 1992, No.2, RG, 1992.1.7
12月31日	政府決定	1992年のロシア連邦領土内における商品(作業、サービス)の輸出入の認可および割当	RG, 1992.1.25
12月31日	政府決定	ロシア連邦領土から搬出される個々の商品に対する輸出税の導入	PV, 1992, No.4
1月13日	最高会議幹部会決定	ソ連対外経済活動銀行	VD, 1992, No.5, RG, 1992.1.30
1月15日	政府決定	輸入商品の関税	RG, 1992.1.22
1月22日	ロシア銀行通達	企業・合同・組織・市民によるロシア連邦の共和国外貨準備、ロシア連邦構成共和国・地方・州の外貨ファンド、ロシア銀行の通貨安定基金への外貨の強制的販売方式	EG, 1992, No.11
1月23日	政府決定	ロシア連邦の輸出税率の修正	RG, 1992.3.3に要旨
1月23日	国家関税委員会訓令	ロシア連邦領土から搬出される商品に対する輸出税の導入	
1月24日	商業・物的資源省承認	生産物・商品のロシア連邦から独立国家共同体加盟国への搬出許可正式手続方式	EG, 1992, No.6, PV, 1992, No.7
1月28日	大統領令	ロシア連邦と独立国家共同体加盟国との商業・経済協力の若干の問題	VD, 1992, No.6
2月11日	政府決定	宝石および貴金属による外貨収入の一部のロシア連邦共和国外貨準備への強制的販売の基準率および方式の設定	RG, 1992.2.28
2月15日	政府決定	1991年12月31日付政府決定第91号の第8条の有効期限延長	RG, 1992.2.22
2月18日	政府決定	1991年12月31日付政府決定第91号の追加	RG, 1992.2.25
2月27日	国家関税委員会訓令	輸出税率の修正	EG, 1992, No.13(付録のみ)

日付	形式	タイトル	掲載紙
3月19日	政府決定	外国信用の導入および利用に関連する活動組織化方式	RG, 1992.4.3, EG, 1992, No.16
3月21日	政府決定	1991年12月31日付政府決定第90号の修正	RG, 1992.4.27に要旨
4月11日	大統領令	ロシアにおける輸出統制制度導入に関する方策	RG, 1992.4.16
8.その他			
11月1日	人民代議員大会決定	ロシア共和国における社会・経済状況	VD, 1991, No.44
11月1日	人民代議員大会決定	経済改革への法的保証	VD, 1991, No.44, EG, 1991, No.47
11月15日	大統領令	ロシア共和国領土内における貴金属・ダイヤモンドの採掘・利用	VD, 1991, No.47, PV, 1991, No.48
12月3日	大統領令	ロシア共和国における工業活動の組織化に関する優先の方策	VD, 1991, No.49
12月3日	大統領令	経済改革条件下におけるロシア共和国工業コンプレクスの活動安定化に関する方策	同上
12月12日	大統領令	ロシア共和国の単一経済空間	VD, 1991, No.51
1月4日	政府決定	ロシア連邦領土内における貴金属・ダイヤモンドの採掘・利用およびその生産・消費に対する国の監視の強化	RG, 1992.1.14
1月20日	最高会議幹部会決定	独占企業の活動に対する国家規制	VD, 1992, No.6
1月29日	大統領令	商業の自由	VD, 1992, No.6, PV, 1992, No.6
2月17日	大統領令	ロシア連邦構成共和国・地方・州・自治単位の執行権力機関の裁量に入れられる石油・ガス・同精製品の利用方式	RG, 1992.2.22
2月17日	政府決定	共和国の石油およびガス工業の状況正常化に関する緊急の方策	RG, 1992.2.25
2月20日	法律	商品取引所および取引所商業	EG, 1992, No.18
2月20日	最高会議決定	同施行細則	同上
2月20日	大統領令	1992年におけるロシア連邦の工業活動の安定化に関する方策	EG, 1992, No.10, RG, 1992.2.25
2月21日	法律	地下深部	RG, 1992.5.5
2月21日	最高会議決定	同施行細則	同上
2月22日	大統領令	自由販売が禁止される生産物(作業、サービス)および生産廃棄物の品目	RG, 1992.3.16
2月27日	政府決定	1992年における独占企業の経営活動に対する特別規制に関する暫定的方策	EG, 1992, No.11
3月5日	法律	ロシア連邦の仲裁手続法典	EG, 1992, Nos.16-18, RG, 1992.4.15

日付	形式	タイトル	掲載紙
3月5日	最高会議決定	同施行細則	同上
3月20日	法律	ロシア連邦の国防産業の軍民転換	EG, 1992, No.18, RG, 1992.4.27
3月20日	最高会議決定	同施行細則	同上

(備考)

1) すべてロシア連邦あるいはロシア共和国の法令である。「形式」の原語は次のとおり。決定=постановление、令=указ、指令=распоряжение、通達=инструкция、指示=указание、訓令=приказ。

2) 「掲載紙」の略語は次のとおり。EG=『経済と生活』、IZ=『イズベスチヤ』、PV=『政府通報』、RG=『ロシア新聞』、SR=『ソビエツカヤ・ロシア』、VD=『ロシア人民代議員大会・最高会議通報』。

(付表2) ロシア連邦の省庁一覧 (1992年4月初め現在)

I. 省庁

1. 経済機能別

①財務省 (1992年2月19日付)

②経済省 (1992年2月11日付)

①、②は、経済・財務省が分割されて創設された。経済・財務省は、ソ連財務省、経済・予測省 (同省付属の委員会・組織を含む)、貴金属・ダイヤモンド総局、有価証券国家監督局、保険国家監督所、経済・予測省付属共和国間価格委員会、中小事業・事業活動助成委員会、外国旅行評議会を吸収していた。

③商業・物的資源省

ソ連物的資源省、商業省、食糧資源買付国家委員会を吸収。

④労働・就業省

就業促進国家ファンド (連邦就業ファンド部分)、ソ連労働・社会問題省、民族問題国家委員会 (移住問題部門) を吸収。

⑤独占禁止・新経済構造推進国家委員会

⑥国有資産管理国家委員会

ソ連国有資産ファンドを吸収。

⑦国税庁

⑧国家関税委員会

⑨対C I S加盟国経済協力国家委員会 (1991年12月27日付)

ソ連国民経済管理委員会、国家間経済委員会を吸収。

⑩対外経済関係省 (1992年2月25日付)

外務省付属委員会 (ソ連対外経済関係省を吸収) から昇格。

2. 産業部門別

①工業省

ソ連自動車・農業機械工業省、冶金工業省、電気工業・機器製作省、化学・石油精製工業省（化学工業部門）、機械製造国家委員会、化学・生物工学国家委員会、軽工業委員会、航空工業省、国防工業省、一般機械工業省、無線工業省、造船工業省、電子工業省、軍事産業国家委員会を吸収。

②燃料・エネルギー省

ソ連石油・ガス工業省、石炭工業省、化学・石油精製工業省（石油精製部門）、電力・電化省を吸収。

③農業省

ソ連漁業省、農業・食糧省を吸収。

④建築・建設・住宅・公共事業省

ソ連建設・投資国家委員会、建築・都市計画委員会、特殊建設・組立作業省、、運輸建設省を吸収。

⑤運輸省

ソ連民間航空省、海洋船舶省を吸収。

⑥通信省

ソ連通信省、情報化委員会を吸収。

⑦環境・天然資源省

ソ連地質省、自然利用・環境保護省、森林国家委員会、鉱物備蓄委員会、測地・地図作成委員会、気象委員会、北極・南極問題委員会を吸収。

⑧北方社会・経済開発国家委員会

⑨交通省（1992年1月20日付）

ソ連交通省を吸収。

⑩原子力発電省（1992年1月29日付）

ソ連原子力発電・工業省の法的継承者。

3. 公共政策関係

①保健省

ソ連保健省を吸収。

②文化・旅行省（1992年3月27日付）

文化省（ソ連文化省、青年問題委員会、映画委員会、史跡および文化財保護・修復委員会を吸収）を改組。

③科学・上級学校・技術政策省

ソ連科学技術国家委員会、国民教育国家委員会（上級学校部門）、最高審査委員会、特許庁を吸収。

④教育省

ソ連国民教育国家委員会（一般・職業教育および中等専門教育機関部門）を吸収。

⑤出版・情報省

ソ連情報・出版省を吸収。

⑥住民社会的保護省

ソ連ベテラン・身障者問題委員会、家庭・女性問題委員会を吸収。

⑦民族政策国家委員会

ソ連民族問題国家委員会（移住問題を除く）を吸収。

⑧チェルノブイリ・放射線事故被災者保障・被災地蘇生国家委員会

ソ連非常事態国家委員会を吸収。

4. 安全保障関係

①内務省

ソ連内務省を吸収。

②外務省

③司法省

ソ連司法省を吸収。

④国防省（1992年3月16日付）

1991年11月28日付大統領令に挙げられていた国防問題国家委員会は1992年3月26日付で廃止。

⑤保安省（1992年1月24日付）

連邦保安庁（1991年11月26日付でロシア共和国国家安全委員会を改組して創設）と共和国間保安局を統合・改組。

II. その他の官庁

1. 政府付属委員会

①特殊建設総管理局

ソ連特殊建設総管理局を改組（1991年11月28日付）

②政府付属国家備蓄委員会

ソ連閣僚会議国家物的備蓄委員会を改組（1991年11月25日付）。

③政府付属公文書委員会

ソ連公文書総局を吸収。

④政府付属オリンピック運動援助委員会

ソ連体育・スポーツ委員会を吸収。

⑤政府付属公務員養成総局

ソ連幹部要員養成庁を吸収。

⑥政府付属航空領域・航空飛行管理委員会（1992年2月27日付）

ソ連航空領域・航空飛行管理委員会の法的継承者。

⑦政府付属輸出統制委員会（1992年4月11日付）

2. 大統領付属国家委員会

①民需転換問題国家委員会

②規格・度量衡・証明国家委員会

ソ連規格・度量衡委員会の法的継承者（1991年12月18日付大統領令）。

③核・放射能安全監視国家委員会

ロシア共和国核・放射能安全監視国家委員会を受け継ぐ（1991年12月3日付大統領令）。

原子力発電利用安全監視の分野でソ連工業・原子力発電安全作業監視国家委員会の法的継承者（12月31日付大統領令）。

④衛生・伝染病監視国家委員会

ロシア共和国衛生・伝染病監視国家委員会を受け継ぐ（1991年12月3日付大統領令）。

⑤工業活動安全監視・鉱山監視国家委員会

ロシア共和国工業活動安全監視・鉱山監視国家委員会を受け継ぐ（1991年12月3日付大統領令）。

（備考）

- 1) 日付の付されていない省庁は、1991年11月28日付大統領令に挙げられた省庁。旧ソ連の省庁の吸収についても、同大統領令の付属表による。同大統領令は、まず『ロシア新聞』（1991.12.5）および『ロシア人民代議員大会・最高会議通報』（1991, No.48）に掲載されたが、その後改めて『ロシア人民代議員大会・最高会議通報』（1992, No.5）に掲載された。新版と旧版では、ロシア特殊建設総管理局、ソ連運輸建設省の扱いに関して違いがある。本表は新版に基づく。
- 2) I に掲げた省庁の責任者は大臣の資格を有するが、II に掲げた官庁の責任者は有さない。
- 3) II の2 に掲げた国家委員会は、大統領付属委員会のうち1991年12月19日付大統領令で政府の管轄下に移された委員会。

(付表3) ロシア連邦の租税体系

1. 連邦税

- ①付加価値税
- ②物品税
- ③銀行収入税
- ④保険業収入税
- ⑤取引所活動税（取引所税）
- ⑥有価証券取扱税
- ⑦関税
- ⑧鉱物・原料採掘地再生産控除（特別予算外基金に納入）
- ⑨自然資源利用料
- ⑩企業所得税（利潤税）
- ⑪自然人所得税
- ⑫道路基金形成源泉税（道路基金に納入）
- ⑬印紙収入
- ⑭国税
- ⑮相続・贈与資産税

2. 構成共和国税、地方税、州税、自治州税、自治区税

- ①企業資産税
- ②森林収入
- ③工業企業水道料

3. 地域税（地区、都市、農村等）

- ①自然人資産税
- ②土地税
- ③企業者活動登録収入
- ④保養地における生産用施設建設税
- ⑤保養地収入
- ⑥商業権収入
- ⑦民警維持・地域整備等の目的別住民・企業収入
- ⑧広告税
- ⑨～21省略

(備考)

- 1) 1, 2, 3の区別は、税収の納入先を示すものではなく、税率等の決定権の所在を示す。
- 2) 1はすべて連邦の全領内で徴税される。1の①～⑦は全額が連邦予算に入れられる。⑨は連邦、構成共和国・地方等の予算のほか、地区の予算に分配される。⑩～⑪は構成共和国・地方等および地域の予算に分配される。⑬～⑮は全額が地域予算に入れられる。ただし、この法律の施行細則には、この法律が①付加価値税と⑩企業利潤税の配分方式を除いて1992年1月1日から施行されると記されており、この2つについては1992年第一・四半期において特別の措置が取られる。この措置を定めた12月27日付最高会議決定「1992年第一・四半期におけるロシア連邦予算体系形成の基本方向」によると、企業利潤税の一部は連邦予算にも入れられ、付加価値税の一部は逆に構成共和国以下のレベルの予算にも入れられる。さらに、物品税も飲用アルコール、ウオツカ、乗用車を除いて、構成共和国以下の予算に入れられるとされている。
- 3) 2はすべて連邦の全領内で徴税される。2の①は地域予算にも配分される。
- 4) 3は全部で21ある。このうち①～③が連邦の全領内で徴税される。

(出所) 1991年12月27日付ロシア連邦法「ロシア連邦における租税体系の基礎」(『経済と生活』紙1992, No.11)。

(付表4) 1992年における私有化の目標値と課題

部 門 (対象グループ)	私有化される資産 (10億ルーブル)	当該部門の全企業数 に対する私有化され る企業の比重(%)
軽 工 業	10.6	70
食 品 工 業	23.8	60
建 設	13.2	70
建設資材工業	6.8	50
農 業 企 業, 農業への生産財供給企業	1.3	60
自 動 車 輸 送, 自動車修理企業	5.5	70
小 売 商 業(商店)	10.0	60
卸売商業企業	2.6	50
公 共 食 堂	5.5	50
日 用 サ ー ビ ス	5.7	60
未完工建設物件	7.0	20
総 額	92.0	—

(付表5) 1992年の私有化収入の配分

収入取得者	私有化収入基準配分率(%)		
	地方自治体所有物件	州所有物件	連邦所有物件
私有化される企業従業員	10	10	10
地域予算	50	10	10
共和国・地方・州予算	10	50	10
ロシア連邦予算	20	20	60
私有化国家機関:			
資産ファンド機関(各レベル)	5	5	5
資産管理委員会	4.5	4.5	4.5
ロシア連邦資産管理国家委員会	0.5	0.5	0.5

(付表6) 1992～1994年における各種私有化方法の適用見通し

(私有化される企業の割合 %)

部門 (対象グループ)	株式会社改組後の 株式売却	競売および商業 競争による売却
軽工業, 食品工業	50	50
建設組織, 建設資材工業, 自動車輸送	50	50
小売商業, 公共食堂, 日用サービス	10	90
卸売商業	90	10
その他の国民経済部門	80	20

(付表7) ロシア連邦の住民貨幣収支(単位 10億ルーブル)

	1991		1992	
		比率%	1-3月	比率%
貨幣収入総額	756.0	100.0	519.2	100.0
貨幣支出総額	601.6	79.6	411.0	79.2
商品・サービス購入	510.2	67.5	358.3	69.0
税その他納付金	91.4	12.1	52.7	10.2
差額=貯蓄増加	154.4	20.4	108.2	20.8
銀行預金増加	65.3	8.6	31.1	6.0
証券購入増加	2.0	0.3	-1.1	-0.2
手持ち現金増加	87.1	11.5	78.2	15.1

(備考) 1991年の銀行預金増加には、預金補償(71.9)が含まれていない。

(出所) 『経済と生活』紙(1992, No.4, No.17)。